



2023年10月31日

各位

会社名：株式会社寺岡製作所  
代表者名：代表取締役社長 辻 賢一  
(コード：4987 東証スタンダード市場)  
問合せ先：取締役企画管理本部長 石崎 修久  
(電話番号：03-3491-1141)

### (訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が、2023年10月30日に公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所につきましては、下線で示しております。

記

#### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

##### (2) 意見の根拠及び理由

##### ① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

(注3) 本A種優先株式及び本B種優先株式の内容として、①普通株式を有する株主に対する優先配当権(本A種優先株式を有する株主と本B種優先株式を有する株主は同順位)、②普通株式を有する株主に対する優先残余財産分配権(本A種優先株式を有する株主と本B種優先株式を有する株主は同順位)、③発行日から7年6ヶ月を経過する日の到来をもって行使可能となる金銭を対価とする取得請求権、④発行日から2年を経過する日までに、公開買付者の株主総会決議をもって、金銭を対価として、公開買付者が本優先株式を取得できるとする取得条項、及び⑤公開買付者の株主総会の議決権を有しないことが、それぞれ設定される予定とのことです。また、本B種優先株式については、以上に加えて、発行日から7年6ヶ月を経過する日の到来をもって行使可能となる普通株式を対価とする取得請求権が設定される予定とのことです。なお、発行すべき本A種優先株式及び本B種優先株式の株式数については本日現在において未定とのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注3) 本A種優先株式及び本B種優先株式の内容として、①普通株式を有する株主に対する優先配当権(本A種優先株式を有する株主と本B種優先株式を有する株主は同順位)、②普通株式を有する株主に対する優先残余財産分配権(本A種優先株式を有する株主と本B種優先株式を有する株主は同順位)、③発行日から7年6ヶ月を経過する日の到来をもって行使可能となる金銭を対価とする取得請求権、④公開買付者の株主総会決議をもって、金銭を対価として、公開買付者が本優先株式を取得できるとする取得条項、及び⑤公開買付者の株主総会の議決権を有しないことが、それぞれ設定される予定とのことです。また、本B種優先株式については、以上に加えて、発行日から7年6ヶ月を経過する日の到来をもって行使可能となる普通株式を対価とする取得請求権が設定される予定とのことです。なお、発行すべき本A種優先株式及び本B種優先株式の株式数については本日現在

において未定とのことです。

<後略>

以上